

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成31年(2019年)3月5日(火) 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名 ※50音順	秋野 裕子 (公財)地方経済総合研究所 主任研究員) 天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 准教授) 井口 由美子 (熊本県行政書士会長) 柿本 竜治 (熊本大学院先端科学研究部 教授) 原島 良成 (熊本大学院法曹養成研究科 准教授)	
審議対象期間	平成30年(2018年)10月1日 ~ 平成30年(2018年)12月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定 ○熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会 は公開・非公開を決定するものとする」とあり、 今回も議事の公開・非公開について、事務局から 提案がっている。</p> <p>「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価の判 定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の意見 交換」を非公開とすることについて ○異議なし。</p> <p>○「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価の 判定に係る審議部分」と、「議事（５）委員間の 意見交換」については非公開と決定</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告 【H28～30年度第3四半期までの熊本県発 注工事の入札結果の推移（資料1）】 ○特になし。</p> <p>【H30年度入札不調等の発生状況について （資料2）】 ○不調不落で熊本農政が60%と突出して高かつ たが、何か原因があったのか。</p>	<p>（事務局の提案） ○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分に ついて事前に事務局で検討したので説明する。ま ず、「議事（４）抽出事案の指名理由及び経緯等 の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総 合評価判定シート」については、「公にすること により当該法人等又は当該個人等の権利、競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当 するため、また、「議事（５）委員間の意見交換」 もついて、今後の意見書作成に向けて委員間の率 直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議 の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円 滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成 できないと認められるとき」に該当し、非公開と 考えている。</p> <p>（報道関係者入室）</p> <p>（事務局）別添資料1～4を報告</p> <p>○農政の工事は、土木工事と比較すると、金額的 に採算が合わないという話がある。また、個人の 財産である農地を扱ったものが多く手間がかか る。そのようなことから、土木部の工事を先に落 札され、技術者等の配置が難しくなり入札に参加 されない傾向が出たと思われる。</p>

意見・質問	回答
<p>○農政の工事には震災復興に関する工事もかなりあるのか。</p> <p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】 ○特になし。</p> <p>【指名停止の運用状況一覧（資料4）】 ○指名停止というのは行政処分なのか。</p> <p>○指名停止の理由で、他法令において罰金を受けているとか、許可を取り消されたとか、明確な理由がある場合は別として、粗雑工事であるとか、作業員や材料の手配が難しいという理由は、事業者から、「こういう指名停止は酷ではないか」と不服が出ないのか。行政処分であれば事前に聴聞手続きなどするが、指名停止の場合はどうなのか。</p> <p>○特段相手方から不服は出ていないというので、安心した。仮に不服が出るのであれば、何らかの手続きで、ほんとに粗雑工事と言えるのかとか、或いは、材料の手配が難しいということの帰責事由が誰にあるのかといったことも審査することが必要だと思う。つまり指名停止が不利益の処分だという位置づけのため、行政処分でないとしてもそのように感じた。</p> <p>○番号3の正当な理由無く契約しなかった場合の、正当な理由というのはどういうことなのか。</p> <p>3 談合情報及び県の対応状況の審議 【談合情報及び県の対応状況報告（資料5）】 ○談合の情報が、今回集中したことに関して思い当たることはないか。</p>	<p>○ある。</p> <p>○行政処分ではない。</p> <p>○指名停止は、行政処分でなく、県が私的な立場で県との契約の中で非常に不誠実な行為をした者、または他法令に違反するような不誠実な行為をした者に対して一定期間取引を行いませんという意思を明確にするのもの。</p> <p>他法令違反は逮捕とか起訴、罰金等の明確な基準があるが、それ以外は、県の指名停止要領で、このような行為を行った場合は、これくらいの期間指名停止をしますという基準を予め設けて公表している。そのため特段聴聞等の手続きは行っていない。この指名停止に対し、相手方からも特段の指摘等あっていない。</p> <p>○実例はあまりないが、例えば個人事業主の方が病気等で入院されたとか、そのような事実があれば当然正当な理由として考慮することになると思う。</p> <p>○まず資料の4番から8番の情報は実質的に1本の情報である。2番と3番は外部からの情報ではなく内部の処理の中で我々が疑念を持ったものである。よって、実質的な談合情報の本数は少ないと思う。ただ、しばらくはこういう情報がなかつ</p>

意見・質問	回答
<p>○事情聴取では、当然談合はしていませんと回答するのが普通のことだと思う。入札の内容等について、内部で精査をされる時、どのような視点で判断されているのか。</p> <p>○業者は積算をする段階で、お互いに調整しようとする話は出来ないものなのか。</p> <p>○公正入札調査委員会を設置するということが、構成委員はどのようになっているのか。</p> <p>○どこの都道府県でも同じようなものなのか。</p> <p>○公正入札調査委員会で、中止した案件の全業者を入れ替えるのかどうかを決めるのか。</p> <p>○以前の話だと、公正取引委員会や県警本部に資料を提出するが、フィードバックが無いとのことだったが、いまだにフィードバックは無いのか。</p> <p>○県警本部に資料を送付した日付の説明があったが、連絡自体はもっと早くされているのか。</p> <p>○談合は犯罪である。談合の疑いがある調査が始まっている訳なので、最初の時点で県警本部に連絡するのが正当だと思う。</p> <p>番号2の案件は、最終的に談合の疑いは排除できなかったということで中止してある。談合の可</p>	<p>たが、この時期に集中したのはなぜかという疑問は我々も持っているが、明確な答えがないところである。</p> <p>○入札書と一緒に積算の基となる内訳書を出していただいている。各者の内訳書の内容を職員がそれぞれの項目毎にチェックして、類似性がないかとか、きちっと見積もりをされている形跡があるかとか審査する。その中で確かにそれぞれ個別に積算されているというのが見受けられたために談合の疑いがないだろうと判断したものである。</p> <p>○理論的には可能かもしれないが、積算項目が数十から、ものによっては数百の項目があるため現実的には難しいと思う。</p> <p>○本庁の場合は、担当部の部局長で4人くらい。それに事業の担当課長と契約課の担当課長の全部で7名程度になる。出先の場合は、振興局長、次長、事業の部長、契約担当課長になる。これは要領で定められている。</p> <p>○概ね似ていると思う。</p> <p>○入れ替えるかどうかと言うのは、次の発注の時の指名審査会で決める。公正入札調査委員会では、入札手続きを続けるのか、取りやめるのかということ判断している。</p> <p>○今まで、捜査するとかしないとかそういった連絡はあっていない。仮にあるとしたら、摘発されるような案件の場合だと思う。</p> <p>○一般的には、最後に資料を送る時に連絡も合わせてしている。犯罪性が認められる場合であれば、途中で通報することはあり得る。</p>

意見・質問	回答
<p>可能性があるものは、情報を受け取ったら直ちに警察に通報しないと刑事訴訟法上の公務員の通報義務に反すると思われる。公正入札調査委員会で、適正に調査はされていると思うが、調査が入ることによって証拠が隠滅されてしまう恐れがあるように感じた。</p> <p>○別の観点から2つある。番号3の案件で、3者が入札予定価格と同額だったと説明があった。この場合、積算を調べ積算内容が異なっていたため、同額であっても談合したものではないと判断されたということなのか。</p> <p>○積算内容の確認は、積算の根拠まで遡って調査しているのか。その業者が仕入れ先から取っている見積もりの原本までチェックされているのか。</p> <p>○各説明の中で、何度か誓約書というものが出てきたが、どういうものなのか。</p> <p>○あまり法的な意味はないと思うが、行政の事務処理としてはこういうものだろうと思う。</p>	<p>○そう判断した。</p> <p>○そうした仕入れ先の見積もりの原本までは確認していない。提出された資料の中で、費目や工種などが異なっていないかとか、使用している積算ソフトが何かなどから談合の証拠はないと判断している。</p> <p>○誓約書とは、代表者が、例えば熊本県競争入札心得第6条の独禁法の規定に抵触する行為を行っていないと列記したものに署名するものである。</p>
<p>4 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料6）】 ○抽出担当 天本委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料7）】 《随意契約》 （1）熊本県警察交通管制センター外 交通管制システム整備工事</p> <p>○近年の人件費高騰などによって、予定価格よりも高い金額を提示された場合にはどうされるのか。</p> <p>○2回目の場合も予定価格を下回らなかった場合はどうなるのか。</p>	<p>○再度入札として2回目の入札を行う。</p> <p>○2回目で落ちなかった場合は、積算を見直して入札を実施する。</p>

意見・質問	回答
<p>○この工事は、メーカーの知的財産権の関係から仕様が公開されていないため、積算しにくいと思うが、予定価格を積算されるときの見積もりはどのようにされているのか。</p> <p>○この類の工事は、最初に製作した業者が以降の工事も受注することになると思うが、全面的に変えられることはあるのか。</p> <p>《指名競争入札》 (2) 一級河川瀬峰川外 29年発生河川災害復旧工事 他合併 (3) 津留鹿本線防災安全交付金(小坂橋側道橋橋梁補修)工事</p> <p>○津留鹿本線の工事の業者選定理由書の説明で、本店が県内の業者ということだが、10者の住所を見ると県北の業者は1者もない。 これは、もともと県北にはこの工事を施工できる事業者はいないということか。</p> <p>○一級河川瀬峰川外の合併工事では、上益城地域振興局管内に対象業者28者から、本店等の所在地によって12者まで絞られているが、本店等の所在地の範囲はどうなっているのか。</p> <p>○同じ瀬峰川の工事で、評価項目の当該地域における施工特性の把握を具体的に教えて欲しい。</p> <p>○周りに美里町や御船町とかあるが、山都町が外れるとこの工事は不都合があるのか。</p> <p>○山都町の町域を越えて流れているため、いくつかの自治体で共有していると考えられる。また、入札には、できるだけ多くの業者が参加できた方がよいことから、本店所在地が山都町でなくても良いと思うが。</p> <p>○対象業者28者の内訳は、A2等級の25者と、B等級の3者ということだが、これはなぜなのか。</p>	<p>○この案件では、5者に対し、各機器の費用や設計費など項目を細分化した見積もり依頼を行い、各項目における最低の単価を基に予定価格を設定した。</p> <p>○上位装置、下位装置一度に全てを取り替える等行わない限り困難だと思う。</p> <p>○そうである。橋梁補修の実績がある業者は、県北にいないので、県内業者を選定している。</p> <p>○山都町に本店がある業者としている。</p> <p>○山都町の地形を熟知しているということである。</p> <p>○河川の流域を把握していた方が、いい工事ができると考えている。</p> <p>○現場から所在地が近いほうが緊急時に有利であり、現場を熟知していることが大きい。</p> <p>○県で、工事成績が優れた者を優良施工業者として選定しており、その優良施工業者は、1回に限</p>

意見・質問	回答
<p>○瀬峰川の工事では、8者辞退し、入札した2者のうち1者が予定価格オーバーになっているが、1者入札とならないのか。</p> <p>《条件付一般競争入札》 (4) 秋津(農地)地区県営農地等災害復旧事業(明許)第13号工事 他合併 (5) 国道445号(九折瀬工区)活力基盤交付金(鋼橋上部工)工事</p> <p>○国道445号の工事は、鋼構造物上部工について、ケーブルエレクションが施工の条件とされているが、この工法を採用された理由はなにか。</p> <p>Q 農地の工事は、不調不落が多かったと最初のほうで説明があったが、秋津の農地の災害復旧の工事も1者入札で1JVだけが応札しているが、やはり農地の普及は手間がかかるといって嫌われるのか。</p> <p>○もし、1者も入札がなかった時は、2回目の入札では積算のやり直しになるのか。</p> <p>○積算を見直す時はどの様に見直すのか。</p> <p>○国道445号の工事は、今回落札率90%くらいで低く目に出ている。震災で結構橋梁が損傷していると思うが、他の橋梁の補修工事と重なっていれば、受注しにくいと思うが。</p> <p>○今は、現場は稼働しているのか、工場で作っているのか。</p>	<p>りひとつ上のランクの工事入札で指名する制度がある。今回、優良施工業者3者のうち1者を指名したということである。</p> <p>○この様なケースとしてはまれである。入札されているので、制度上としては、1者入札とはならない。</p> <p>○現場条件からケーブルエレクションでないと架設できないため条件としている。通常アーチ構造の橋梁は、ケーブルエレクション工法で架設を行う。</p> <p>○圃場整備みたいな工事は、今はあまりないため、不慣れだということもあるのかも知れない。</p> <p>○価格の算定は見直したうえで再入札を行うことになると思う。</p> <p>○単価の適用を最新にするなど、価格を適正に見直すことになる。</p> <p>○今回の工事は工場製作を伴うので、現場の前に工場が稼働するため、現場が重ならず技術者も手配できたのだと思う。</p> <p>○今は図面等のチェックが終わった段階であり、現場は稼働していない。これから工場製作に入っていく流れである。現場には今年の夏くらいに入り、架設が始まるのは来年の2月ごろになる。</p>

意見・質問	回答
<p>6 その他 【第3次建設プランについて（資料11）】 ○4月から労働基準法が変わり、建設産業は長時間労働が問題になっているため、週休2日を取り入れることや、有給休暇を必ず取らないといけないとの項目が罰則付きである。その辺との絡みで厳しくなっていくが、その辺はどうなっているのか。</p> <p>○時間外労働についても、色々規定が変わるが、繁忙期がすごく難しいなと思う。</p> <p>○予算上の問題もあって、難しいところではあると感じる。</p> <p>7 次回の入札監視委員会について 【次回の熊本県入札監視委員会について（資料12）】 ○次回の審議案件抽出当番は原島委員。 ○開催日は、事務局との事前調整の結果、6月14日金曜日の午前中である。日程の確保をお願いする。 ○以上で本日の審議事項はすべて終了した。</p>	<p>（事務局）別添資料11を説明</p> <p>○週40時間労働の猶予期間が建設業の場合5年あって、その間に完全な週40時間労働に移行しないといけないというのがある。行政としては率先して現場の週休2日をまずはモデル工事でやっ行ってこうというのが考えである。</p> <p>また、現場の週休2日と会社の週休2日というのがまた別にあって、会社側は5年後には必ず40時間労働に移行しなければいけない。現場はただし別に週休2日でなくてよいというのが法の考え方だと思うが、ただそうは言えないため、現場も週休2日を率先して取り入れた方が働き方改革に繋がるという考え方で取り組みを行うことになった。</p> <p>○週休2日に伴って、週休2日にあった工期の見直しを進めているところ。時間外というのは、できるだけ少なくなるような形で、そういう意味では労働者の確保も難しくなるのも含めて、ICT工事などを導入し現場の人手を少なくして、その分効率的に現場を回せるようにし、休みをとれるようにできないか、実施していくのだと思う。</p> <p>また、プランにも書いているが、施工時期の平準化も取り組む必要があると思う。公共事業はどうしても4、5、6月は非常に現場が動かない時期なので、年間通して出来るだけ変動が無いような発注を今後行っていくということに取り組みなければならない。</p> <p>○確かに、制約はあるとは思う。</p>